

案件概要書

2012 年 12 月 28 日
国際協力機構 東南アジア・大洋州部
東南アジア第六・大洋州課

1. 案件名（国名）

国名： ソロモン諸島

案件名： ホニアラ港施設改善計画（The Project for Improvement of Honiara Port Facilities）

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における港湾セクターの開発実績（現状）と課題

ソロモン諸島（人口 52.3 万人、28,900Km²）は、東西 1,666.8 Km に亘る 1,632,964Km² の海域に広がる島嶼からなっており、輸出入される国際貨物や、国内の物流のほとんどは、海運に頼らざるを得ない状況にある。同国には主要な港が 8ヶ所にあるが、国際貨物に関しては、首都に位置するホニアラ港が、実質的に唯一の国際貿易港としての役割を果たしている。同港に輸入される貨物は、食料・産業資機材・衣料・燃料など、国民の生活にとって欠かせない物資であり、また、輸出されるのはパーム油・カカオ・材木・水産物等、同国の経済を支える重要な物資である。

同国では 1990 年代の後半から部族紛争が発生し、一時期はホニアラ港における貨物取扱量が大きく減少したが、2003 年の紛争終結以降、経済の回復により、同取扱量は急激に増加した。その結果、現在のホニアラ港の施設では現在の貨物取扱量に対応できない状況であり、多くの貨物船が貨物の積卸しのために、港外での長時間の待機を余儀なくされている。また、国際埠頭の一部は、岸壁の強度不足により、軽量貨物しか取り扱えない状況である。

ソロモン諸島では、今後パーム油や鉱物資源などを中心に、輸出が増加すると見込まれており、今後の同国の経済発展のためには、同港の取扱能力の向上と安全・保安性の強化は、早急な対応が必要な課題のひとつとなっている。

(2) 当該国における港湾セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

同国政府が策定した「国家開発戦略 2011 年－2020 年」において、港湾施設の整備および海運サービスの充実は、同国の経済発展に必要不可欠なものとされている。また上記戦略では、同国の国民が、必要な社会サービスや市場へのアクセスを確保するために、インフラの整備を進めるとしていることから、本事業は同戦略を実現するための重要な取り組みの一つであり、早期実施の必要性は高い。

(3) 港湾セクターに対する我が国の援助方針

2009 年に開催された第 5 回太平洋・島サミットにおいて、太平洋島嶼国が抱える脆弱性の克服・対処のための支援策として、海運インフラの整備が取り上げられている。一方、JICA の当該地域への協力の考え方としても、インフラ整備を重点のひとつに挙げている。

(4) 他の援助機関の対応

本件対象であるホニアラ港においては、ADB によって、1982 年～1984 年および 1986 年～1990 年に、ホニアラ港整備プロジェクトが実施され、現在の国際埠頭が建設されている。ADB は、地方小規模港建設、海事安全整備、国内僻地へのサービスを行う海運業への支援などを 2018 年まで行う予定としている。また PIAC（Pacific Infrastructure Advisory Centre）による支援で、ホニアラ港の運営改善および施設改善にかかる提言を行う小規模調査が、2011 年 11 月に実施された。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

港湾施設を改修・増強し、効果的で効率的な港湾運営および荷役作業が実現することにより、貨物の円滑な輸出入を促進し、同国の経済発展に資する。具体的には、荷役効率の向上、滞船時間の減少等

を目指す、詳細は調査を通じて、成果指標と共に検討を行う。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ソロモン諸島国ホニアラ市

(3) 事業概要

- 1) 土木工事(岸壁整備(150m)、護岸整備(125m)、岸壁前海底の浚渫(水深 11mまで)、コンテナヤードの整備、繫船用ドルフィン設置、水道及び消防施設整備、夜間接岸作業用照明設置、防犯・保安のための境界フェンス設置)(要請ベース:詳細については、協力準備調査にて確認する)
- 2) 可動クレーン(45トン対応)調達(要請ベース:詳細については、協力準備調査にて確認する)
- 3) ソフトコンポーネントの詳細については、協力準備調査にて確認する。

(4) 事業実施体制

事業実施機関：ソロモン諸島港湾公社 (Solomon Islands Ports Authority)

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：B

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布)に掲げる港湾セクターの整備のうちの大規模なものには該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

2) 貧困削減促進等：経済活動の活性化による、新規雇用の増加が期待される。

(6) 他スキーム、他ドナー等との連携：特になし。

(7) その他特記事項：同国では、伝統的土地所有制度が残っているため、大規模な開発や政府による事業用地の取得の際に、被影響住民からの理解が得られないといった問題が起こりやすい。また、それに伴う事業の遅延が発生することがあり、調査計画の策定にあたっては留意が必要である。なお、本件計画地については港湾公社所有地であることが確認されている。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

会計検査院による、平成4年度決算検査報告における ODA 事業にかかる記載の中に、援助の効果が十分発現していない事業として、漁港建設事業の例が挙げられている。この事業では、漁港建設にあたり、現場海域に特有な漂砂現象を事前に十分解明できず、開港から約1年を経過した頃、堆砂により港口が閉塞し、漁港が閉鎖された。そのため、この対応のために、追加的に無償資金協力により、浚渫機材を供与するとともに、既設主防波堤のかさ上げ等を行う必要が生じた。

(2) 本事業への教訓

本事業では、岸壁の新規建設とそれに伴う浚渫が計画されているが、これらの規模や現場海域に特有な漂砂現象等についても、十分な検討を行う予定。具体的には、ホニアラ港の将来計画も含めた全体像を明確にし、さらに岸壁の延長や浚渫の規模等も十分分析するため、F/S レベルの協力準備調査から実施する予定である。

以 上

プロジェクトサイト位置図



ソロモン諸島国およびホニアラ市の位置



現状のホニアラ港の様子